

関東大学バレーボール連盟規約・規程集

(2016年度改訂)

関東大学バレーボール連盟

関東大学バレーボール連盟 規約

2016年4月1日施行
理事会制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、関東大学バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）と称する。
英文の名称は、Kantoh University Volleyball Association とする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を東京都に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、大学バレーボールの普及・振興を図り、バレーボールを通して学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活を通じ人格の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全日本大学バレーボール連盟（以下「全日本学連」という。）への登録
- (2) 春秋のリーグ戦の開催及び主管
- (3) 全日本学連主催の競技会の関東地区に於ける主管
- (4) 東日本大学バレーボール選手権大会の開催及び主管または応援・協力
- (5) その他全日本学連及び本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 連盟の組織

(連盟の構成員)

第5条 本連盟は、規約第3条の目的を達成するため、関東地区（群馬県・茨城県・栃木県・埼玉県・山梨県・神奈川県及び東京都）1都6県に所在する大学で構成する。

第4章 加盟・登録及び退会

(加盟大学の義務)

第6条 本連盟の加盟大学は、連盟が掲げる規約を遵守しなければならない。

- 2 本連盟の加盟大学は、公益財団法人日本バレーボール協会、全日本大学バレーボール連盟及び本連盟が主催または主管する競技会に出場する場合は、本連盟に有効に登録された部員をもって、チームを構成しなければならない。
- 3 本連盟の加盟大学は、公益財団法人日本バレーボール協会、全日本大学バレーボール連盟及び本連盟が主催または、主管する競技会に出場する場合及び別途競技会を開催する場合、海外遠征試合を行う場合には事前に、本連盟に届出をしなければならない。

(加盟及び登録)

第7条 本連盟の加盟大学は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学（以下「大学」という。）で、当該大学を代表するバレーボール部と認めたもので、本連盟に加盟するものを統括し、かつ代表するバレーボール部で、本連盟規約第3条の目的を十分に理解し規約、規程、内規及び細則を遵守し、バレーボール活動のできる1チームを原則として加盟が認められる。

- 2 登録に関しては、全日本大学バレーボール連盟の加盟登録書式に従う。

(加盟登録の手続き)

第8条 本連盟への加盟登録の手続きは、以下の手続きによる。

- 2 本連盟への加盟は総会の承認を必要とする。
- 3 本連盟へ加盟する大学は、本規約細則に従い加盟金及び全日本学連規約細則に定められた、全日本学バレーボール連盟加盟金を納入しなければならない。
- 4 一旦納入された加盟料は理由の如何を問わず返還しない。
- 5 加盟手続き書類は以下のようにする。
 - (1) 申請書：加盟希望理由を明記
 - (2) 誓約書：本連盟規約に従う旨を明記
 - (3) 登録部員名簿：氏名・所属学部・学年・年齢を明記

(登録及び登録料)

第9条 本連盟加盟大学は毎年4月10日までに、規定の登録書式をもって登録しなければならない。

- 2 登録に際しては本規約細則に定められた登録料を納入しなければならない。
- 3 第10条により退会した、大学の当該年度の登録料は返還しない。

(退会)

第10条 本連盟から退会しようとする加盟大学は、全日本大学バレーボール連盟が定める競技登録委員会附則等内規第4条に従って行うものとする。

- 2 本連盟の退会をもって、全日本学連からも自動的に退会することとなる。

第5章 役員及び理事会

(役員の数)

第11条 本連盟に下記役員を置く。

- 2 会長1名、副会長2名以内、理事長1名、副理事長2名以内とする。
- 3 常任理事は、理事長、副理事長、経理担当理事及び学生委員長含む9名以内とする。
- 4 理事は、学識経験者理事12名、学生理事11名、合計23名以内とする。
- 5 他に、委員会委員長各1名、委員会委員各若干名、学連委員長1名、学連副委員長2名、学連委員加盟大学各2名、代表委員男女各部1名、監事2名を置く。

(会長)

第12条 本連盟の会長は、理事会において推薦し、総会において選任する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第13条 本連盟の副会長は、理事及び理事経験者のなかから会長が指名し、理事会において選任する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、あらかじめ会長が指名した順序により、会長の職務を代行する。

(理事長・副理事長)

第14条 本連盟の理事長は、理事の互選により選出され、会長が委嘱する。

- 2 副理事長は理事のなかから理事長が指名し、会長が委嘱する。
- 3 理事長は総会及び理事会の決議に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事長の職務を代行する。

(常任理事)

- 第15条 本連盟の常任理事は、規約第11条規定の経理担当理事1名、学連委員長1名、及び理事の互選により選出された理事8名以内、合計9名以内をもって構成され、会長が委嘱する。
- 2 常任理事は、本連盟の重要事項の提案・立案・審議等に参画し、会長・副会長・副理事長を補佐し、会務の執行を助ける。

(理事、運営理事)

- 第16条 本連盟の理事は、学識経験者及び学生理事並びに運営理事を総会において選出する。
- 2 理事は、理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。
 - 3 理事36名の構成は下記によるものとする。
 - (1) 学識経験者理事 24名以内。
 - (2) 学生理事 12名以内。
 - (3) 総務理事の中から1名の経理担当理事を選出する。
 - 4 運営理事は、理事会の会務を補佐する目的で理事会に出席できるが、議決権を有しない。

(委員会委員長・委員)

- 第17条 本連盟規約第33条に規定される各委員会の委員長は理事会の推薦により選任され、会長が委嘱する。
- 2 各委員会の委員は委員長の推挙により理事会が選任し、会長が委嘱する。
 - 3 各委員長は理事会に出席し、各専門委員会の所管事項について、その審議・討議内容について報告し、承認を得る。

(学連委員長・副委員長)

- 第18条 本連盟の学連委員長・副委員長選出以下の通りとする。
- 2 学連委員長(以下「委員長」という。)は、学連委員総会において、学連委員の互選により選出し、会長が委嘱する
 - 3 学連副委員長(以下「副委員長」という。)は、委員長が推薦し会長が委嘱する。

(学連委員長・副委員長職務)

- 第19条 学連委員長・副委員長の職務は以下の通りとする。
- 2 学連委員長は学連委員総会の議長を勤め、加盟各大学の意志を代表する。
 - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、あらかじめ委員長が定めた順序により委員長の職務を代行する。
 - 4 委員長および副委員長は学連委員総会を代表し、理事として理事会に出席し、本連盟の運営に貢献する。

(学連委員)

- 第20条 本連盟の学連委員は加盟大学を代表する委員として、各大学から1名を選出される。なお男子・女子の両チームを登録した大学は、男女各1名を選出しなければならない。

(代表委員)

- 第21条 本連盟の加盟各大学は、毎年春秋に開催されるリーグ戦を別に定める方法により、部別に構成するが、その各部は所属する各大学の学連委員の互選により代表委員を選出する。
- 2 代表委員の所属する大学がリーグ戦の結果、他部に変更した場合は、代表委員は改選される。
 - 3 代表委員は代表委員会を構成し、リーグ戦の運営に関する諸事項を検討・実施する。

(監事)

- 第22条 本連盟の監事は、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。
- 2 監事は、本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し、必要

に応じ、総会または理事会に対し監査結果を報告する。

(役員任期)

- 第23条 本連盟の各役員のうち、学識経験者役員任期は2年、学生役員任期は1年とする。
2 欠員補充により就任する役員任期は、前任役員残任期間とする。

第6章 会 議

(会議の種類)

- 第24条 本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。
2 総会、学連委員総会、理事会、常任委員会、委員会及び代表委員会とする。

(総会の議決事項)

- 第25条 この連盟の総会において下記の事項を審議し、議決する。
(1) 理事の選出
(2) 事業計画及び収支予算
(3) 事業報告及び収支決算
(4) 全日本大学選手権大会・東日本選手権大会等が関東地区において開催される場合の
主管
(5) 本連盟の重要な規約の規程、内規類の改正・制定
(6) その他、この連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認める事項

(総 会)

- 第26条 本連盟の総会は、理事及び代表委員によって組織され、本連盟の最終決議機関となる。
2 通常総会は年1回(原則として3月)会長が招集し、議長となる。
3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会長が招集し、議長となる。
4 理事及び代表委員の2/3の要求があったときは、1ヶ月以内に会長は総会を開催しなければならない。

(総会の議決)

- 第27条 本連盟の総会は、理事会及び代表委員の過半数の出席をもって成立する。但し、総会議事につき書面をもって委任状を提出した者は出席ともみなす。
2 総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(常任理事会)

- 第28条 本連盟の常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事により組織される。
2 常任理事会は、この連盟の重要事項に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会及び必要に応じ総会の議決に委ねる。
3 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に招集し、議長となる。

(理事会)

- 第29条 本連盟の理事会は、通常年4回会長が招集する。また、会長が必要と認めるとき、あるいは、理事の過半数から理事会に付すべき事項を示して、招集を請求されたときにはその請求から3週間以内に臨時理事会を会長が招集する。
2 理事会は、総会議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議・議決する。

(理事会の議決事項)

- 第30条 理事会は会長が議長となり、出席理事の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 次に掲げる事項については、総会の議決を要さず、理事会の議決をもって最終決議とすることが出来る。
- (1) 副会長・理事長・各委員会委員長の選任
 - (2) この連盟の、本規約の付則・細則の新設・改訂・廃止
 - (3) 各委員会の設置・廃設
 - (4) 特別委員会の設置・廃設及び委員長・委員の選任
 - (5) その他総会の決議により委任された事項

(学連委員総会)

第31条 学連委員総会は、通常年2回、学連委員長が招集し、議長となる。

- 2 学連委員総会は下記の事項を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会あるいは総会に提議する。
 - (1) 本連盟総会付議事項
 - (2) 年度活動方針及び活動計画事項
 - (3) 学生役員の選任
 - (4) その他理事会より検討を要請された事項あるいは、加盟大学より検討を要求された事項
- 3 学連委員総会は、学連委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 各大学の代表者は、各自の所属する大学の意見を十分にまとめ、それを代表する。

(代表者会議)

第32条 本連盟の代表委員会は、通常年6回、学連委員総会前2回、春秋のリーグ戦前後に学連委員長が招集し、議長となる。

- 2 学連委員長が必要と認めるとき、あるいは代表委員の過半数から代表委員会に付すべき事項を示して招集を請求されたときには、その請求から3週間以内に臨時代表委員会を学連委員長が招集する。
- 3 代表委員会は代表委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出したものは出席とみなすほか、当該各部の学連委員の代理出席も認める。また議決が可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 代表委員は主として春秋のリーグ戦の運営に関する事項を検討するほか、学連委員総会の付議事項を審議する。

(専門委員会)

第33条 本連盟に第24条2項の定めにより専門委員会を置く。

総務委員会(経理関係含む)・規約委員会・競技登録委員会・審判委員会・広報企画委員会・指導普及委員会・男子強化委員会・女子強化委員会・ビーチバレーボール委員会・科学研究委員会の10委員会より構成され、それぞれの専門事項を処理する。

- 2 各専門委員会の業務・運営については、全日本大学バレーボール連盟各委専門員会規定に準じて、運営する者とする。
- 3 専門委員会規定は、別に定める。
- 4 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

(裁定委員会、規律委員会)

第34条 本連盟に第24条2項の定めにより裁定委員会、規律委員会を置く。

- 2 裁定委員会、規律委員会の業務・運営については、全日本大学バレーボール連盟の裁定委員会及び規律委員会規定に準じて、運営する者とする。

(特別委員会)

第35条 本連盟に前条の各委員会に属さない、特別な事項を検討するため、理事会の決議により特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の委員長及び委員は理事会の推薦により、会長がする委嘱する。

3 特別委員会は設置理由の事項を検討・審議し理事会に提案した時点で解散されるものとする。

(議事録)

第36条 本連盟のすべての会議は、議事録を作成の上、保存するとともに本連盟の役員あるいは加盟大学からの要請があった場合には、閲覧に供さなければならない。

2 特に総会の議事録は、本連盟に登録されたすべての大学に、総会開催後1ヶ月以内に送付されなければならない。

第7章 資産及び会計

(会計年度)

第37条 本連盟の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

(加盟金)

第38条 本連盟第8条規定の加盟金は1チームあたり10,000円とする。

(登録料)

第39条 本連盟第9条規定の登録料は1チームあたり毎年5,000円とする。

(資産)

第40条 本連盟の資産は次の収入によりなるものとする。

- (1) 本連盟への加盟料及び登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 本連盟の資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(収支予算及び決算)

第41条 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 この連盟の収支決算は会計担当理事の責任において、正確に記帳・保管され、監事の監査・理事会の審議を経て、総会で承認される。

第8章 賞 罰

(表彰)

第42条 本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を総会の決議により表彰することができる。

2 被表彰者の選出及び表彰方法は別途定める表彰規程による。

(懲罰)

第43条 本連盟の名誉を毀損し、または、全日本大学バレーボール連盟規約及び規程並びに本連盟の規約及び規程に従わない加盟大学・役員に対し、総会の議決により、次の懲罰を課すことができる。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 権利停止
- (4) 除名
- (5) 罷免
- (6) その他の処分

第9章 補 則

(規約の改正または変更)

第44条 本連盟の規約及び規程は、理事会の審議を経て、総会の決議により改廃することが出来る。

2 本連盟規約の実施のために必要な内規、細則及び附則は、理事会の議決により、改廃することが出来る。

(委任状による出席及び議決権)

第45条 本連盟の規約26条の総会及び第31条の学連委員総会に出席を要する理事、あるいは代表者は委任状をもって代理出席者を指名し、会議に出席することを認める。委任状をもって出席した者は、当該会議に対し議決権を有する。

付則

1932年 5月24日 制定

1945年11月 改定

1953年 3月 改定

1970年 6月23日 改定

1983年 2月23日 改定

1984年 2月22日 改定

1988年 2月23日 改定

1996年 3月26日 改定

1998年 3月23日 改定

2016年 2月27日 改定

専門委員会規定

2016年4月1日施行
理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、本連盟規約第25条及び34条に基づき、専門委員会の設置・運営に必要な事項を定め、その業務の効率的かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(委員会の名称・設置)

第2条

- (1) 専門委員会は本連盟規約第34条に規定されている通り、総務委員会・規約委員会・競技登録委員会・審判委員会・広報企画委員会・指導普及委員会・男子強化委員会・女子強化委員会・ビーチバレーボール委員会・科学研究委員会・裁定委員会及び規律委員会の12委員会より構成され、それぞれの専門事項を処理する。
- (2) 前項に規定された委員会のほかに、本連盟の事業遂行のため必要があるときは、本連盟理事会の決議により新たに専門委員会を設置することができる。

(所管事項)

第3条 各専門委員会の所管事項は、全日本大学バレーボール連盟規約第29条に準じて、次の通り遂行するものとする。

- (1) 総務委員会は、本連盟の業務遂行にかかわる庶務事項、予算の編成・執行及び決算等の経理事項等に関する事項、及びその他の委員会に属さない事項を所管する。
- (2) 規約委員会は、本連盟規約の制定や改定にかかわる事項を所管する。
- (3) 競技登録委員会は、本連盟が主催または主管する競技会の競技日程及び競技要項の作成、競技会場の確保、競技会の準備、運営、チーム選手の登録等を所管する。
- (4) 審判委員会は、本連盟が主催する競技会の審判員の編成を行うほか、本連盟登録部員による審判員の養成及び審判員の技術向上に寄与する業務を所管する。
- (5) 広報企画委員会は、大学バレーボールの普及を目指し、諸活動、諸行事の周知徹底を図るため各種報道機関との密接な関係を築くことに努めるとともに、情報コミュニケーションシステムの研究、構築及び各種出版物の企画、立案、作成等の業務を所管する。
- (6) 指導普及委員会は、バレーボールの普及発展に寄与するようバレーボールの指導者あるいはコーチの育成指導を行う。また、本連盟の各委員会に帰属しない9人制バレーボールやソフトバレーボール等に関わる各種業務を担当するとともにシッティングバレーボール等の障害者スポーツの指導者育成を図る。
- (7) 男子強化委員会は、男子加盟チームおよび男子選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・実施を行なうとともに、ユニバーシアード等学生選抜選手の選考を行う。
- (8) 女子強化委員会は、女子加盟チームおよび女子選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・実施を行なうとともに、ユニバーシアード等学生選抜選手の選考を行う。
- (9) ビーチバレーボール委員会は、ビーチバレーボールの普及、発展のための諸施策を検討、立案し、本連盟理事会に上程する。
- (10) 科学研究委員会は、本連盟加盟大学のバレーボールの技術・戦術の向上に寄与するよう技術・戦術の研究を行うとともに、トレーニング方法や各種データ分析方法の研究及びトレーナーに関する育成と資格確認事項。

(組織)

第4条 委員長、副委員長、学識委員及び学生委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は理事会が推薦し、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は委員長が推薦し、会長が委嘱する。

3 委員長に事故がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任命と任期)

第6条 委員の任命は、委員長の推挙により、理事会の審議を経て、会長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

3 学生委員の任期は1年とし、学連登録中は再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合は、補充任命する。ただし、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会及び議決)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員会の招集は委員長が行い議長となる。

3 委員会は、1/2の出席により成立し、その議決は出席者の過半数による。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事録と管理)

第8条 委員会の事務処理・整理及び議事録は学生委員が行い、学連事務所に保管する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、本連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

附則

2016年4月1日改定

予 算 内 規

2016年4月1日施行
理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、本連盟専門委員会規定第3条(1)に基づき、の予算の編成及び執行の基準を定め、連盟の活動の健全な発展に資することを目的とする。

(適用)

第2条 法令に定めるもののほか、予算の編成及び執行は、この規程の定めるところによる。

(予算の原則)

第3条 予算は、連盟の明確な計算化によって、各業務の調整をはかり、合理的かつ能率的な運営に資するため編成されなければならない。

(予算年度)

第4条 予算年度の期間は、別に定める会計年度の期間と同じとする。

(予算書)

第5条 予算は、決算における計算書類の様式に準じて予算書を作成する。

2 本連盟は、1年を超える期間の事業計画に対し、複数の予算年度にわたる予算計画書の作成を行うことはできない。

(予算事務の総轄)

第6条 本連盟は、予算編成及び執行の事務を総轄する。

(予算単位)

第7条 予算編成及び執行を効率的に行うため、業務の区分により予算単位を設ける。

2 予算単位の区分及び名称は、経理担当理事が定める。

(予算の責任)

第8条 経理担当理事は、予算総轄責任者として、予算単位の予算編成及び執行を総轄する。

2 経理担当理事は、学生予算担当者を指名するものとし、予算の計画及び執行の責任を負う。

3 学生予算担当者は、予算の計画及び執行の事務を行う。

(予算編成方針)

第9条 連盟は、予算編成を開始する日までに予算編成方針を定め、予算の編成及び執行の指針とすべき事項、並びに予算編成の基準を定める。

(予算編成手続)

第10条 経理担当理事は、予算編成方針に従って予算を編成するため必要な細部の手続を定めることができる。

(収入予算)

第11条 収入予算は、予算編成方針及び連盟の計画に基づいて、合理的な方法で算定した収入見積金額を基礎として予算に計上する。

(支出予算)

第12条 支出予算は、予算編成方針及び連盟の計画に基づいて、予算編成手続を経て決定した金額を予算に計上する。ただし、予算の他の項目または前年度決算の結果を受けて決定する科目は、合理的な方法で算定した見積金額を基礎として予算に計上する。

(予備費)

第13条 予測し難い予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上することができる。

(予算執行の基準)

第14条 予算は、予算編成方針及び決定した予算の定めるところにより、計画的に執行しなければならない。

2 予算は、最も経済的かつ効率的に使用し、最小の金額で業務の目的を達成するように努めなければならない。

3 経理担当理事は、予算科目ごとの予算額を超える支出をしてはならない。

(予算執行手続)

第15条 経理担当理事は、予算編成方針及び予算に従って予算を執行するために必要な細部の手続きを定めることができる。

(予算執行の統制)

第16条 経理担当理事は、予算編成方針及び予算に従って予算を執行するために必要な統制を行うことができる。

(予算の流用)

第17条 経理担当理事は、予算総轄責任者は、予算を科目別に計画的に執行し、予算の流用を生じないように努めなければならない。

2 予算の流用は、やむを得ない理由があるときは、流用禁止科目への流用を除き、予算単位内において、経理担当理事の責任で流用することができる。

(流用禁止科目)

第18条 前条第2項の予算の流用禁止科目は、連盟会計基準で定める大科目とする。

2 旅費交通費及び会合渉外費への流用は、理事長が特に承認する場合を除き禁止する。

(予算の振替)

第19条 業務の変更又はこれに類する事情により必要となった場合は、経理担当理事は、関連する予算科目別責任者の申請に基づき、予算単位間で予算を付替えることができる。

(予備費の使用)

第20条 予備費を使用するときは、経理担当理事は、その理由を付して理事長の承認を得なければならない。

(予算の繰越の制限)

第21条 毎予算年度の支出予算の金額は、これを以後の予算年度に繰越して使用することはできない。

2 ただし、年内に支出予算のうち、年度内に支出負担行為をなし、やむを得ない事由により、年度内に支出の終わらなかつた場合は、当該金額を同一予算科目内で翌年度以降の予算に計上して執行することができる。

(補正予算)

第22条 経理担当理事は、やむを得ない事由により、予算の追加または変更を必要とするときは、予算編成の手続に準じ、補正予算を編成しなければならない。

2 補正予算は、その成立後は、当該予算年度の予算となる。

(暫定予算)

第23条 会計年度開始までに予算の決定が難しい場合は、経理担当理事が予算が決定するまでの期間、予算編成の手續きに準じ暫定予算を編成することができる。

2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、既に執行済みのものについては、当該年度の予算の執行とみなす。

(規程の改廃)

第27条 この規程を改廃しようとするときは、本連盟の理事会の決議を経て行う。

附則

1932年 5月24日 制定

1945年11月 改定

1953年 3月 改定

1970年 6月23日 改定

1983年 2月23日 改定

1984年 2月22日 改定

1988年 2月23日 改定

1996年 3月26日 改定

1998年 3月23日 改定

2016年 4月 1日 改定

旅費（交通費及び宿泊費）に関する支給基準

2016年4月1日施行
理事会事会制定

（目的）

第1条 この規定はこの本連盟規約第9条に規定される、本連盟の役員が会議出席等のために出張する際に要する旅費（交通費及び宿泊費）の支給に関する基準を定める。ただし、第9条3項に該当する者は除く。

（支給範囲）

第2条 本連盟規約第17・18条に規定される理事が規約第25条2項の各会議に出席する際に要する旅費は本規程により支給される。

2 本連盟規約第14、15条に規定される名誉顧問、顧問、参与が規約第25条の各会議に出席を要請された場合の旅費は本規程により支給される。

3 本連盟規約第34条に規定される各専門委員会の委員が当該委員会に出席する際に要する旅費は本規程により支給される。

4 連盟規約第11条に規定される監事が規約第25条の各会議に出席する際に要する旅費は本規程により支給される。

（支給額）

第3条 鉄道運賃は各役員の居住地から会議開催地までの普通往復運賃を支給する。尚、学生役員は学生割引を利用することが望ましい。

2 片道70Km以上の移動に対しては急行または特別急行（新幹線を含む）及び座席指定を利用することが出来る。ただし、運賃領収書または使用済み切符に基づいて実費精算する。

3 航空運賃は鉄道による移動時間が4時間を超える場合及び緊急を要する場合には飛行機の利用を認め、ただし、運賃領収書に基づいて実費精算する。

4 宿泊費は各役員が会議出席に際し宿泊を要する場合には、下記により宿泊費を支給する。

(1) 学識経験者役員：12,000円／泊を限度として、領収書を基に実費精算を行う。

(2) 学生役員：10,000円／泊を限度として、領収書を基に実費精算を行う。

5 なお、宿舎をこの連盟が準備し当該宿舎に一括支払いを行う場合には本規程による宿泊費は支給されない。

（規程の改廃）

第4条 この基準の改廃は、本連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

附則

2011年3月4日制定

2016年2月27日改定

監査規程

2016年4月1日施行
理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、連盟規約第23条に基づき、業務が円滑かつ効果的に推進するために必要事項を定める。

2 監査は、業務の適正な執行を図り、業務の効率・改善に資することを目的とする。

(執行)

第2条 監事2名をもって組織する。

(監査の範囲及び内容)

第3条 監査の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査 業務の管理運営及び諸活動の有効性並びに制度、組織、規程等の妥当性に関する監査
- (2) 会計監査 予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適正性等の妥当性に関する監査
- (3) その他理事会において必要と認める監査

(監査の区分及び内容)

第4条 監査の区分及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査 監査計画に基づき定期的を実施する。
- (2) 臨時監査 会長の指示に基づいて臨時に実施する。

(監査の実施)

第5条 監事は、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により監査を実施しなければならない。

(職務権限)

第6条 監事は、監査の実施に際し被監査部門の責任者に対し、監査に必要な帳票及び資料の提出または事実の報告及び説明を求めることができる。

2 被監査部門の責任者は、前項の要求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第7条 監事は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて事実に基づいて監査を実施し、かつ、その判断及び意見の表明を行うにあたっては、常に公平不偏の態度を保持すること。
- (2) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩し又は自ら盗用しないこと。
- (3) 被監査部門の業務の遂行に重大な障害を与えないこと。

(監査実施の通知)

第8条 監査を実施する場合は、その開始予定日について、被監査部門ら責任者と監査項目、監査日程、実施方法について、事前に打ち合わせを行うこと。ただし、臨時監査を実施する場合には、その打ち合わせを省略することができる。

(監査報告書の作成)

第9条 監査終了後1ヶ月以内に内部監査報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 監査結果について、被監査部門の責任者に提示し、意見があれば聴取し、これに付記しなければならない。

- 3 監査結果に基づいて、会長に対して被監査部門の業務の是正に関する意見を述べることができる。
- 4 会計部門の監査に関する是正に関する意見を理事会で述べることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは、連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

附則

2016年4月1日制定

公印管理規程

2016年4月1日施行
理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、本連盟が使用する公印に関して、必要事項を定める。

(公印の定義及び種類等)

第2条 公印は、本連盟会長印及び本連盟理事長印とする。

(公印の管理)

第3条 公印の管理責任者は、本連盟理事長とする。

2 管理責任者は、公印を使用にあたっては、適正に押印する等、公印の管理を確実に行わなければならない。

(公印の調製及び改廃)

第4条 公印を新たに調製し、または使用中の公印を改廃するときは、公印管理責任者は、会長に申請し、その決済を受けなければならない。

2 印管理責任者は、前項に基づき、公印を調製または改廃する。

(廃止した公印の取扱)

第5条 公印管理責任者は、改廃により使用しなくなった公印を速やかに会長に返納しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用する場合は、押印の根拠を確認しなければならない。

(借入金の公印使用)

第7条 公印管理責任者は、借入金における公印の押印は、理事会の承認案件以外は、押印してはならない。

(公印の事故届)

第8条 公印管理責任者は、公印の紛失等の事故があったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(公印の印刷)

第9条 同一の文書を多数発行または発信する場合、公印管理責任者が支障なしと認めたときは、その公印を押印した当該文書の印刷を押印に代えることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは、連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

附則

2016年2月27日制定